

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	小金井市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.koganei.lg.jp/kurashi/410/shakaihoshou/maina_dokuji.html

執行機関名 小金井市長

児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小金井市児童育成手当条例(昭和44年条例第35号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1 第1の項 小金井市児童育成手当条例(昭和44年条例第35号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条	小金井市児童育成手当条例(昭和44年条例第35号)第1条、第2条及び第4条第1項第1号

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第1条 この法律は、<u>父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</u></p>	<p>第1条 この条例は、児童に児童育成手当を支給することにより、<u>児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</u> 第2条 児童育成手当は、<u>児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、これをその趣旨にしたがつて用いなければならない。</u> 第4条 児童育成手当は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「支給要件児童」という。)の保護者であつて、市内に住所を有する者に支給する。 (1) <u>父又は母が死亡し若しくは規則で定める程度の障害の状態となり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童</u></p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>小金井市児童育成手当条例(昭和44年条例第35号) 小金井市児童育成手当条例施行規則(昭和57年規則第16号)</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	小金井市児童育成手当条例第6条
②事務の内容	児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	小金井市児童育成手当条例第6条の規定による児童育成手当(うち育成手当に限る)の受給資格及びその額の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号ニ	小金井市児童育成手当条例第4条第2項第1号及び第6条 小金井市児童育成手当条例施行規則第4条、第5条、第6条及び第8条第8号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者)に係る道府県民税に関する情報	当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号	小金井市児童育成手当条例第12条 小金井市児童育成手当条例施行規則第4条、第5条、第6条、第8条第8号及び第14条第5号
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第4条の現況の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	小金井市児童育成手当条例施行規則第14条の規定による児童育成手当(うち育成手当に限る)の現況の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号ニ	小金井市児童育成手当条例第4条第2項第1号及び第12条 小金井市児童育成手当条例施行規則第14条第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該届出に係る届出者及び当該届出者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税に関する情報
備考		